

北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領

(趣 旨)

第1条 北海道は、石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の設置に伴って特に整備することが必要と認められる公共用の施設の整備の事業を行う市町村等に対し、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「政令」という。）及び石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和53年通商産業省告示第343号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除き、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で石油貯蔵施設立地対策等交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(定 義)

第2条 この要領において使用する用語は、法律、政令及び規則において使用する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 知事は、昭和53年4月1日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設に伴って市町村その他の者が対象区域において行う公共用の施設の整備の事業（以下「交付対象事業」という。）が適当と認められるときは、当該市町村等に対し、当該交付対象事業に要する経費について交付金を交付する。

2 知事は、経済産業大臣の定める日において、1市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が10万キロリットル以上の場合に市町村その他の者が行う交付対象事業（石油貯蔵施設の設置がその区域内において行われている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域において行われる公共用の施設の整備の事業に係るものに限る。）が適当と認められるときは、当該市町村等に対し、当該交付対象事業に要する経費について交付金を交付する。

(交付金の額)

第4条 前条に定める交付金の額は国から交付される交付金の額の範囲内において知事が定める額とする。

(交付の期間等)

第5条 第3条第1項に定める交付金は、石油貯蔵施設の設置の工事が開始される日の属する会計年度から当該石油貯蔵施設の設置の工事が終了する日の属する会計年度までの期間に行われる交付対象事業に要する経費について交付する。ただし、知事がやむを得ないと認める事由により交付対象事業が当該期間内に終了しないときは、2年を限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

2 第3条第2項に定める交付金は、毎会計年度内に行われる交付対象事業に要する経費について交付する。

3 第3条第1項の交付金は、できる限り各会計年度に均等に交付するものとする。

(交付金の交付の申請)

第6条 交付金の交付の申請をしようとする者は、知事に対し、別記第1号様式による申請書2通（正本1通及び副本1通）及び別記第2号様式による交付金事業概要説明書に経済第7号様式、第9号様式、第11号様式を添えて、当該年度の4月1日から5月15日まで又は10月1日から10月15日までの間に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付金の交付の決定等）

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付金事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付金の交付の決定をするものとする。

2 前項の交付金の交付の決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

(1)事業費

- イ 工事費
- ロ 用地費及び補償費
- ハ 調査設計費
- ニ 附帯雑費

(2)基金造成費

- イ 施設整備基金
- ロ 維持補修基金

3 知事は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

4 知事は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

6 知事は、交付金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、相当の期間、当該申請に係る交付金の全部又は一部につき交付の決定をしないことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により、交付金の交付を受けたとき。

- (2) 他の交付金事業に関し交付を受けた交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 国が交付する補助金その他の助成に関し、前2号に規定する行為に類する行為をしたとき。
- (4) 第21条の規定により交付金の返還を命ぜられ、当該交付金の返還が完了していないとき。

(交付金の交付の条件)

第8条 知事は、交付金の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- (1) 前条第2項の経費の配分の変更（2以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をするときは、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 前条第1項の決定に係る交付対象事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関し契約する場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
 - (3) 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (4) 交付金事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
 - (5) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- 2 知事は、交付金事業の完了により当該交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付金事業者」という。）に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該交付金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事は、法令及び予算で定める交付金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(決定の通知)

第9条 知事は、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を当該交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 知事は、交付金の交付をしないことを決定したときは、速やかにその決定の理由を付して当該交付金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 交付金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、別記第3号様式による届出書2通（正本1通及び副本1通）を知事に提出して、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 知事は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、交付金事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 知事が前項の規定により交付金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 交付金事業者が交付金事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、交付金事業に要する経費のうち交付金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により交付金事業を遂行することができない場合（交付金事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 第9条第1項の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

（交付金の交付）

第12条 交付金は、第18条の規定による交付金の額の確定後において交付するものとする。ただし、知事は、交付金事業の遂行上必要があると認めるときは、交付金の一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払申請書2通（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、当該交付金事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（交付金事業の遂行）

第13条 交付金事業者は、法令の定め並びに交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業を行わなければならない、いやしくも交付金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告等）

第14条 第7条第1項の決定を受けた交付金事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、別記第4号様式による交付金事業進行状況報告書2通（正本1通及び副本1通）を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、知事は、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該職員に調査をさせることができる。

（交付金事業の遂行等の命令）

第15条 知事は、交付金事業者が提出する報告等により、その者の交付金事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該交付金事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該交付金事業の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合されるための措置を知事の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の命令をする場合においては、交付金事業者が知事の指定する期日までに交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置をとらないときは、第21条第1項の規定により当該交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにするものとする。

(工事着手完了届)

第16条 交付金事業者は、交付金事業に係る建設工事に着手し、又は建設工事が完了したときは、速やかに別記第10号様式による着手(完了)届1通を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による完了届を受理したときは、当該職員をして当該建設工事につき検査させるものとする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(実績報告及び評価報告)

第17条 交付金事業者は、交付金事業が完了したとき(交付金事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、交付金事業完了の日(交付金事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して、30日を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の3月5日のいずれか早い日までに別記第5号様式による交付金事業実績報告書2通(正本1通及び副本1通)に経済第20号様式及び第22号様式を添えて知事に提出しなければならない。交付金の交付の決定に係る道の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 交付金事業者は、第1項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があった日から75日を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した別記第5号の2様式による評価報告書2通(正本1通及び副本1通)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めて、その期日を繰り下げたときは、この限りではない。

(交付金の額の確定)

第18条 知事は、前条の交付金事業実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第19条 交付金事業者は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第6号様式による報告書2通(正本1通及び副本1通)を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又

は一部の返還を命ずるものとする。

(是正のための措置)

第20条 知事は、第17条の交付金事業実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付金事業者に対し命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う交付金事業について準用する。

(交付の決定の取消し)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金事業者が交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに交付金を使用しないとき。
- (2) 交付金事業者が虚偽の申請又は虚偽の実績報告により交付金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 交付金事業者が交付金事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 交付金事業者が第24条第1項及び第2項の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金事業に関して、交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (6) 交付金事業に係る石油貯蔵施設の設置の工事を中止し、又は廃止したとき。

2 前項の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条第1項の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(交付金の返還)

第22条 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付金事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約延滞金)

第23条 交付金事業者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(取得財産の善管注意義務及び処分の制限)

第24条 交付金事業者は、交付金事業により取得し又は効用を増加させた財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した不動産・設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、別記第7号様式による財産処分承認申請書2通（正本1通及び副本1通）を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産の処分制限期間を経過したときは、この限りでない。

3 知事は、前項本文の規定により交付金事業者による財産の処分についての承認をする場合においては、当該財産の取得又は効用の増加に要した交付金の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付することができる。

(交付金事業の経理)

第25条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整理しておかななければならない。

2 前項の会計帳簿及び証拠書類は、当該交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、前条第2項に掲げるものがあるときは、第1項の会計帳簿及び証拠書類の保存期間は、前項に定める期間又は同条第2項ただし書に規定する知事が定める期間を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。

4 知事は、前2項の規定により交付金事業者が第1項の会計帳簿及び証拠書類を保存すべきこととされた期間、当該交付金の交付に関する決定書その他の関係書類を保存するものとする。

(交付金事業者に対する調査等)

第25条の2 知事は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付金事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付金調書)

第26条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第9号様式による交付金調書を作成しておかななければならない。

附 則

この要領は、昭和53年10月1日から施行し、昭和53年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、平成9年7月18日から施行し、平成9年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、平成19年7月5日から施行し、平成19年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月28日から施行し、平成30年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

別記第1号様式

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住 所
市町村等の名称及びその長の氏名 印

北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第6条の規定により、上記交付金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付対象事業に要する経費（明細は別紙のとおり）
- 2 交付を受けようとする額

（注）（1）仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額

（2）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

交付対象事業に要する経費内訳書

1 総括表

交付の 対象 の区分	地点名	事業 主体	施設 区分	施設	場 所	予 定 工 期	収 入					支 出								
							自 己 資 金	起 債 借入金	其 他	基 金 造成費	交付金	合 計	交 付 対 象 経 費						其 他	合 計
													工 事 費	用 地 費 及び 補償費	調 査 費	附 帯 費	基 金 造成費	小 計		
							円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 支出内訳書

(事業主体名

施設名

)

(1) 事業費

イ 工事費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費			円	円	
そ の 他					
合 計					

ロ 用地費及び補償費

種 類	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費			円	円	
そ の 他					
合 計					

ハ 調査設計費

種 類	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費			円	円	
そ の 他					
合 計					

ニ 附帯雑費

種 類	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費			円	円	
そ の 他					
合 計					

(2) 基金造成費

イ 施設整備基金

種 別	金 額	備 考
当該年度基金造成費 交付金充当額 その他	円	
前年度末基金残高		
当該年度基金処分額		
当該年度末基金残高		

ロ 維持補修基金

種 別	金 額	備 考
当該年度基金造成費 交付金充当額 その他	円	
前年度末基金残高		
当該年度基金処分額		
当該年度末基金残高		

(注) (1)施設ごとに記載すること。

(2)基金条例を定めた場合にあっては、添付すること。

(3)該当すべき費目がないときは、その旨を明記して記載を省略することができる。

(4)用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

交 付 対 象 事 業 概 要 説 明 書

住 所
市町村等の名称及びその長の氏名

印

1 交付対象事業の概要

交付の対象の区分	地点名	事業主体	施設区分	施設名及び規模	交付対象事業の実施場所	交付対象事業の施工計画				
						着手(予定) 年 月 日	用地取得(予定) 年 月 日	完成(予定) 年 月 日	利用開始(予定) 年 月 日	直営、請負の別

2 添 附 資 料

- (1) 交付対象事業の実施場所の附近見取図
- (2) 施設等の配置図、平面図及び立面図

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

別記第3号様式

石油貯蔵施設立地対策等交付金交付申請取下届出書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住 所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第10条第1項の規定により届け出ます。

記

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

北海道知事

住 所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金に関し、北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第14条の規定により、令和 年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業第 四半期）の進行状況を下記のとおり報告します。

記

交付の 対 象 の区分	地点名	事業主体	施 設 名	本年度事業 計画額 A	前期までの 事業実施額 B	今期の事業 実施額 C	今期までの 事業実施額 B+C	進行率 B+C A%	摘 要
				() 円	() 円	() 円	() 円		
合 計									

(注) (1) 本年度事業計画額は、交付申請書別紙の経費内訳書総括表の金額（事業内容の変更承認がある場合は変更後の額）を記載する。

(2) () 内の金額は、契約金額を記載すること。

(3) 前期までの事業実績額、今期の事業実績額、今期までの事業実績額、進行率については、契約ベースの金額及び率を記載すること。

(4) 摘要の欄には、実施した事業の具体的内容を記載すること。

(5) 2つ以上の事業がある場合は、必要に応じ欄を設けること。

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業実績報告書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住 所
市町村等の名称及びその長の氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付金事業は、令和 年 月 日をもって完了（廃止）しましたので（の令和 年度における実績について）北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第17条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付金事業の実施状況

(1) 交付金事業の内容

(2) 交付金事業収支状況

ア 支出実績額 円（予算額 円）

イ 交付金充当額 円（交付決定額 円）

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

支												出											
工 事 費			用地費及び補償費			調 査 設 計 費			附 帯 雑 費			基 金 造 成 費			小 計			そ の 他			合 計		
予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額	予算額	本年度実績	差額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) (1) 予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付金事業を要する経費を記載すること。

(2) その他の欄は、交付対象外経費を記載すること。

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(2) 基金造成費

イ 施設整備基金

種 別	予 算 額	決 算 額	備 考
当該年度基金造成費 交付金充当額 その他	円	円	
前年度末基金残高			
当該年度基金処分額			
当該年度末基金残高			

ロ 維持補修基金

種 別	予 算 額	決 算 額	備 考
当該年度基金造成費 交付金充当額 その他	円	円	
前年度末基金残高			
当該年度基金処分額			
当該年度末基金残高			

5 添 附 書 類

- (1)請負の場合は、工事請負契約書の写し、直営の場合は、支払領収書の写し
- (2)交付金事業が完了した場合にあっては、工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(例えば、建築基準法第7条第5項による検査済証等)
- (3)施設等の配置図、平面図及び立面図等
- (4)施設等内外の主要部分の写真
- (5)基金条例を定めた場合にあっては、当該基金条例
- (6)当該年度において基金を処分して事業を実施した場合にあっては、事業の実績報告書

- (注) A 交付金事業の実施状況、交付金事業収支総括表及び費目別内訳書の予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付対象費用をいう。
- B 交付金事業収支総括表中支出欄については、おのおの交付金に関する交付決定額、実績及び差額を（ ）内に記載すること。
- C 費目別内訳書及び財産一覧表は、施設ごとに作成すること。
- D 費目別内訳書の備考の欄には、予算額と決算額とが著しく異なるときにはその理由を記載すること。
- E 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額
- F 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

別記第5号の2様式

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業評価報告書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住 所
市町村等の名称及びその長の氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金に係る交付金事業の成果の評価について北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第17条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

(注) (1)別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式による。

(2)用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別紙

1 事業評価総括表

番 号	交付金事業の名称	市町村等の名称	交付金事業に要した費用 (千円)	交付金充当額 (千円)	備 考

別紙

2 事業評価個表

番号	交付金事業の名称		
市町村等の名称			
交付金事業の実施場所			
交付金事業の概要			
総事業費(千円)		交付金充当額(千円)	
交付金事業の成果及び評価			
交付金事業の実施に伴い締結された売買、賃借、請負その他の契約			
	契約の目的	契約の方法	契約の相手方
			契約金額(千円)
成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無			
本事業に来年度以降も交付金を充当する場合の本事業に係る基本的な考え方			
交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度			

(注) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果及び評価の欄には、できる限り数値を用いた成果及び評価を記載すること。

(4) 契約の方法の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載すること。

(5) 成果及び評価に係る第三者機関の活用の有無の欄については、第三者機関を活用した場合には、第三者機関の名称及び構成員等を記載すること。

(6) 本事業に来年度以降も交付金を充当する場合の本事業に係る基本的な考え方の欄については、来年度以降の本事業の見通し等について記載すること。

別記第6号様式

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住 所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 交付金額（交付要領第18条による額の確定額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）（1）別紙として積算の内訳を添附すること。

（2）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

石油貯蔵施設立地対策等交付金事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の額の確定通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第24条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2 相手方（住所、氏名）

3 処分の目的及び条件並びにこれに伴う収入金等に関する事項

(注) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡し、交換、貸付け、又は担保の提供の別を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

石油貯蔵施設立地対策等交付金概算払申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

住所
市町村等の名称及びその長の氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金の第 回概算払を受けたいので、北海道石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領第12条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 金 円也
2 その申請額の内訳

費 目	交 付 決 定		前 回 ま での		今 回 対 象 の			支 出 済 交 付 金 額 D	申 請 額 A+B +C - D
	交 付 対 象 経 費	交 付 金 の 額	支 出 費 用	所 要 交 付 金 A	支 出 費 用	所 要 交 付 金 (実績) B	所 要 交 付 金 (見込) C		
1 事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
イ 工事費									
ロ 用地費及び 補償費									
ハ 調査設計費									
ニ 附帯雑費									
2 基金造成費									
イ 施設整備基金									
ロ 維持補修基金									
合 計									

(注) (1)施設ごとの内訳書を添附すること。

(2)用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。

別記第10号様式

工 事 着 手 （ 完 了 ） 届

令和 年 月 日

北 海 道 知 事 様

住 所

市町村等の名称及びその長の氏名 印

令和 年 月 日付け 第 号指令をもって交付の決定の通知を受けた石油貯蔵施設立地対策等交付金事業については、令和 年 月 日着手（完了）したのでお届けします。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番とすること。